

当面の規制改革推進会議の進め方について

令和6年9月2日
規制改革推進会議決定案

- 「規制改革実施計画」(令和6年6月21日閣議決定)を踏まえた規制改革を更に発展・深化させるべく、規制改革の審議を進める。
- 現行の5つのワーキング・グループ¹については、別紙のとおりとする。

¹ 「規制改革推進会議の進め方について」(令和5年10月16日規制改革推進会議決定)により設置した「公共」、「スタートアップ・投資」、「働き方・人への投資」、「健康・医療・介護」、「地域産業活性化」の5つのワーキング・グループ。

(別紙) ワーキング・グループの名称及び所掌事項

名称	所掌事項
公共	・ 行政・社会のデジタル化、官民連携、デジタル行財政改革、業種・地域に普遍的な規制・制度改革に関する こと。
スタートアップ・ DX・GX ^(注)	・ スタートアップの育成・成長を実現する規制・制度改革（他WGの所掌に属することを除く）に関する こと。 ・ 革新的なサービスの利用や投資の拡大、特に、DX・GX（他WGの所掌に関する ことを除く）に関する こと。
働き方・人への投資	・ 高生産性産業への円滑な労働移動の確保、自由な働き 方の実現、革新的な人材創出に関する規制・制度改革 に関する こと。
健康・医療・介護	・ 国民の健康増進、患者本位・利用者本位の医療・介護・ 保育制度の実現に必要な規制・制度改革に関する こと。
地域産業活性化	・ 地域経済に関する規制・制度改革に関する こと。

(注) 「スタートアップ・投資」ワーキング・グループの名称等を変更。